

令和3年度

藤沢市公の施設指定管理者評価委員会  
評価結果等報告書

2022年（令和4年）2月

藤 沢 市

## 目 次

1	はじめに	1
2	実施概要	1
	(1) 目的	1
	(2) 評価対象施設	2
	(3) 評価者	2
	(4) 評価方法	2
	(5) 評価結果等に対する評価委員会への報告	4
3	評価結果等	4
	(1) 藤沢市新林公園ほか11公園	5
	(2) 藤沢市ふじさわ宿交流館	21
	(3) その他	35
4	参考資料	37
	(1) 藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針(抜粋)	37
	(2) 藤沢市公の施設指定管理者評価委員会の設置に関する規程	41

## 1 はじめに

指定管理者制度は、2003年（平成15年）の地方自治法改正に伴い創設され、指定を受けた民間事業者等（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理権限を委任する制度です。本市では平成16年度から導入し、21種107施設（令和3年4月1日時点）で指定管理者が施設の管理運営を行っています。

本市では、公の施設における適切なサービス水準の確保を目的として、指定期間の中間年度にあたる施設を対象に、平成22年度から外部の視点を交えた指定管理者の評価を実施してきました。

この評価は、平成22年度から平成26年度までにおいては、指定管理者の選定方法に応じて2種類の評価手法による評価を行ってきましたが、「事務の効率性と評価の視点の統一性」が課題となったため、平成27年度に「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、現在まで同委員会が選定方法を問わず、すべての評価対象施設を評価しています。

この報告書は、令和3年度に実施した評価委員会が出された評価や意見等及び意見等に対する今後の対応の考え方などを取りまとめたものです。今後、より効率的・効果的な管理運営や市民サービスの向上が図られるよう、この結果を活用してまいります。

## 2 実施概要

### （1）目的

藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価（以下「指定管理者評価」という。）は、公の施設における適切なサービス水準の確保を目的として実施します。

指定管理者評価の結果や指摘事項については、各施設のモニタリング項目に位置付け、定期的な履行確認を行うことで継続的な質の向上を図ります。

さらに複数の施設を単一の評価委員会で評価することで、施設間の相対的な評価や全施設共通の課題の抽出につながり、市の施設全体におけるサービス水準の向上を目指します。

## (2) 評価対象施設

評価対象施設は、指定期間の中間年度にあたる施設とします。評価は、基本協定書ごとに行うものとし、一つの協定書で複数施設を対象としている場合は、一括して一つの評価単位として扱います。

令和3年度における評価対象施設は次のとおりです。

No.	評価対象施設名	施設数	施設所管課
1	藤沢市新林公園ほか11公園	12	公園課
2	藤沢市ふじさわ宿交流館	1	郷土歴史課

## (3) 評価者

「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会の設置に関する規程」に基づき設置された評価委員会の委員（以下「評価者」という。）が、評価対象施設すべての評価を行うものとします。

令和3年度における評価委員会の委員構成等は、次のとおりです。

委員長：総務部長

委員：市民、学識経験者、財務の専門家、労務の専門家、市職員（行革内部統制推進室長）

※財務の専門家及び労務の専門家は、専門委員の位置付けとし、指定管理者の財務分析、労務管理の確認を行っていただきます。

事務局：行革内部統制推進室

## (4) 評価方法

評価対象施設の指定管理者及び施設所管課が作成した評価資料集や、専門委員による財務分析・労務状況確認結果等を踏まえ、評価者が評価対象施設ごとに評価を行いました。

評価にあたっては、次に掲げる評価項目に対する4段階評価とし、評価理由や意見等のほか、指定管理者制度や施設全体に共通する課題、評価手法に関する意見を付記しています。

なお、評価委員会の評価は全評価者の平均点とします。

## (評価項目等)

評価項目 /評価の視点	評価資料
①指定管理者としての基本的要件, 団体の適格性に関する評価	
指定管理者制度への理解	
団体の適格性, 市施策への理解	
法令遵守, 規程等の整備, 文書管理	事業報告書
市の各種施策への理解(環境, 人権等)	
労務管理	労務の専門家による確認結果
財務状況	財務の専門家による分析結果
②施設の管理運営, 施設の効用の発揮に関する評価	
人員体制	施設カルテシート, 事業報告書
施設の管理運営・維持管理	
施設利用の促進	
平等な利用の確保	
③安全対策及び危機管理に関する評価	
安全対策(防犯・防災等)	事業報告書
緊急時の対応	
④利用者視点に関する評価	
利用者意見の把握及び方法	
収集方法の適切性	接遇に関する取組状況, アンケート総括資料
利用者アンケートの結果	
利用者からの要望及び対応状況	
⑤施設経営に関する評価	
適正な執行	施設カルテシート, 事業報告書, 利用料金の管理状況
効率的な運営	
施設・利用者への還元	
⑥特定項目に関する評価	
地域等との連携	施設管理・事業実施状況等確認シート, 事業報告書
自主企画事業	
その他, 市が指定管理者に特に求めている事項	

(評点)

	高く評価できる	水準どおり	水準に満たない 点がある	改善すべき
ランク	A	B	C	D
評点	4	3	2	1

(5) 評価結果等に対する評価委員会への報告

評価対象施設の指定管理者及び施設所管課は、評価委員会から付された意見等に関し、今後の対応の考え方を評価委員会に対し報告します。

また、制度所管課は、評価者から付された指定管理者制度や施設全体に共通する課題、評価手法に関する意見に関し、今後の対応の考え方を評価委員会に対し報告します。

### 3 評価結果等

本報告書においては、評価委員会による「評価結果」のほか、「令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 指定管理者における今後の対応の考え方」「令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 施設所管課における今後の対応の考え方」「施設カルテシート」を付しています。

「令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 指定管理者における今後の対応の考え方」及び「令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 施設所管課における今後の対応の考え方」は、評価委員会から付された意見等に対する、指定管理者又は指定管理施設所管課の今後の考えを記載しています。

また、「施設カルテシート」は、施設の概要や経費、利用者数など、当該施設に関する基本的な事項を記載したものです。

なお、評価者から付された指定管理者制度や施設全体に共通する課題や、評価手法に関する意見と、当該意見等に対する制度所管課の今後の考えについては、「(3) その他」に記載しています。

(1) 藤沢市新林公園ほか 11 公園

内容	ページ
評価結果	6
今後の対応の考え方（指定管理者）	12
今後の対応の考え方（施設所管課）	15
施設カルテシート	18

# 指定管理者評価 評価結果シート

施設名	藤沢市新林公園ほか11公園	施設数	12施設
指定期間	2019年(平成31年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日まで		
指定管理者	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	市施設所管課	公園課

## 1 評価総括

評価区分 -評価項目	評価委員会の評価						市施設所管 課の評価	指定管理 者の評価
	評価者の評価構成					評点 平均		
	評価	高く評価できる	水準どおり	水準に満たない点がある	改善すべき			
	評点	4	3	2	1			
ランク	A	B	C	D				
総合評価	B	0 人	6 人	1 人	0 人	2.9	B	B
①指定管理者としての基本的要件, 団体の適格性	C	0 人	2 人	5 人	0 人	2.3	B	B
②施設の管理運営, 施設の効用の発揮	B	0 人	6 人	1 人	0 人	2.9	B	B
③安全対策及び危機管理	B	0 人	7 人	0 人	0 人	3.0	B	B
④利用者視点	B	0 人	7 人	0 人	0 人	3.0	B	B
⑤施設経営	B	0 人	6 人	1 人	0 人	2.9	B	B
⑥特定項目	B	0 人	6 人	1 人	0 人	2.9	B	B



## 2 評価の考え方

総合評価	
評価者 評価の考え方	
A ( 0 人)	
B ( 6 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者による適法かつ社会的要請に応えた管理運営の観点から、労働関係法規(労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等)の遵守に関しては早急な対応が求められるが、本来の目的である公園の健全な維持管理については、相応の実績が確認されるので「B」と評価する。</li> <li>・基本方針や事業計画等に基づき、水準どおり適切な管理がなされているとともに、利用者の意見を踏まえた新たな取組も行っている。一方で、利用者のニーズに応えるのみならず、時代の変化をとらえた新たな価値の創出(シーズを撒くこと)も検討してもらいたい。</li> <li>・①～⑥の評価項目を総合的に判断して、ほぼ水準どおりと評価した。</li> <li>・公園を安全に、綺麗に保つ、日頃の努力は、とても評価できる。しかし、市民が納めた税金によって運営しているのだから、その税金が本当に市民が望むように使われているのかという視点で職員1人1人が公園のあり方を考えて仕事をするように努めていくことも大事ではないか。</li> <li>・指定管理者としての団体の適格性の問題があるものの、業務の中心となる公園施設の維持管理が適切に行われており、その他の評価項目においても水準どおりに行われていることから、総合的には水準どおりと評価する。</li> <li>・一定の水準で管理できていると思われるが、時代の変化に即した公園のあり方についての検討を求める。現状維持ではなく、利用者がさらに利用しやすくなる事業や公園の未来をもっと描いてもらいたい。</li> </ul>
C ( 1 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市の求めている水準」というのが、藤沢市の公園所管課が求めている水準であるのであれば、B評価もありうるかも知れないが、私は「市」というのは「市民の負託に応える責務を負っている市」と考えているので、競争者がいない指定管理者のA評価を追求しない姿勢やずさんな労務管理の状況を考えてとC評価とせざるを得ない。</li> </ul>
D ( 0 人)	
市施設所管課 評価の考え方	
B	<p>公園の利用者増加や満足度の向上に向けた管理運営対象施設の維持管理及び管理運営に取り組むとともに、効率的な維持管理の一環として、市民団体やボランティアとの協働に努めている。</p> <p>また、基本方針や事業計画等に基づき、適切な管理がなされている。</p>
指定管理者 評価の考え方	
B	<p>本グループは、魅力ある公園づくりと緑や自然の保全に努めるため、長年の管理実績と経験を基に、利用者の意見を反映させながら、市民の活力につながる新たな取組を行っている。</p>
①指定管理者としての基本的要件、団体の適格性	
評価者 評価の考え方	
A ( 0 人)	
B ( 2 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年4月1日現在藤沢市立公園は313箇所あり、比較的規模の大きな12公園が指定管理の対象となっている。指定管理者を構成する「藤沢市緑化事業協同組合」については、法律改正に追従できていない部分もあるが、公園・緑地の維持管理が適切に実行されていることと2006年からの指定管理者としての実績に鑑み「B」と評価する。</li> <li>・指定管理制度を理解し、公園の維持管理を水準どおりに行っている。法律や社会状況は変わっているので、働き難くならないように、また自分たちを守るためにも労務管理の認識を高め、業界全体の維持発展に寄与されることを期待する。</li> </ul>
C ( 5 人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者としてA評価を取ろうとする意欲に欠けているように思われる。その原因は、競争性のない管理者の指定方法にあるのではないだろうか。これまでの2回とも全く競争者がいなかったが、これでは指定管理制度の意義を活かしきれていない可能性が高い。次回の指定管理者の指定に当たっては、発注を分割するなど競争性を確保されることを提案する。</li> <li>・指定管理者として、実績を活かし、利用者が安心安全に過ごせる環境を整え、法令等を遵守し運営している。財務的には経営成績も概ね安定しており、財政状態も特に不安要素はない。ただ、労務管理においては、就業規則の未整備等水準に満たない点がある。</li> <li>・構成グループである協同組合については、その構成員である各事業者において労働法規等の法令遵守の点で問題があるなど、指定管理者としての団体の適格性に問題があると感じる。</li> <li>・労務管理等一部基準に満たない点はあるが、財務状況などは概ね水準どおりであると見受けられる。</li> <li>・緑化事業協同組合の各構成員の就労規則に不備がある点について改善を求める。就労規則に関しては、組合としての指標を示すなどして統制を図ることを勧める。</li> </ul>
D ( 0 人)	
市施設所管課 評価の考え方	
B	<p>指定管理者は、(公財)藤沢市まちづくり協会及び藤沢市緑化事業協同組合の共同事業体としての特性を生かし、相互に得意分野での能力を最大限発揮した中で、効率的で効果的な公園管理・運営を行っている。</p> <p>また、指定管理者は、管理運営対象施設の設置目的や実施すべき業務の内容を理解し、藤沢市緑の基本計画の基本方針に基づき、維持管理及び管理運営にあたっている。更に、関係法令を遵守するとともに、本市の施策を最大限に反映し、業務が行われている。</p>

指定管理者 評価の考え方	
B	<p>藤沢市まちづくり協会は長年にわたり藤沢市の公共施設を管理しており、「市の行政補完機能」を果たしながら「公益目的事業」に取り組んでいる。</p> <p>また、藤沢市緑化事業協同組合も長年にわたり市の公園の管理を行うなど、市の緑化施策に携わり、「地域との連携と実績」を有している。</p> <p>このように行政補完機能を有しながら、各公園の特性を熟知し、地域住民との連携や市内造園業者としての迅速な対応が可能な点は、他社にはない大きな特性となっている。</p> <p>この両者がグループを組み、それぞれの特性を活かすことで、市民との協働事業や公園の機能を最大限に引き出すための運営管理を可能にしている。</p>
②施設の管理運営、施設の効用の発揮	
評価者 評価の考え方	
A ( 0 人 )	
B ( 6 人 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園296箇所の内、4割を超える公園が開設後30年以上経過、20年以上経過したものを含めると50%を超える状況となっている。2010年の遊具点検では、29公園31施設に重大な事故に繋がる不具合が発見されており、安全で安心できる利用環境の確保が急務である。「桐原公園」や「西浜公園」では、高木への対策も必要。</li> <li>・熱意のある職人が長年にわたり樹木を始めとする施設の管理に当たっている様子が窺える。前項とは矛盾するようだが、こうした視点もまた指定管理者制度の意義であると考ええる。</li> <li>・専門的知識を活かして樹木の維持管理などを適切に実施している。一方で、少子高齢化やコロナ禍などで、公園の役割も変化してきていると考えられるので、長年の管理実績の知見を踏まえ、公園の新たな価値の創出も検討してもらいたい。</li> <li>・施設の管理運営にあたっては、適宜体制の見直し等も図られており、適切な業務執行体制となっている。</li> <li>・公園施設の維持管理と運営について概ね良好に行われているが、より施設の効用を発揮するような積極的な取組を望みたい。ロボット芝刈り機などICT技術を活用して利用者サービスの向上を図ってほしい。</li> <li>・施設自体は的確に管理されていると思われる。引き続き利用者の利便性に寄り添った事業を求める。</li> </ul>
C ( 1 人 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設としての維持・管理、植物の管理など努力されていることが解る。視察した大庭城址公園では管理事務所の一部を公園施設紹介等の展示スペースとしていたが、利用者に興味ををもって来館してもらうための視点が少し足りない気がする。もう少し明るくならないものかと考えてしまった。</li> </ul>
D ( 0 人 )	
市施設所管課 評価の考え方	
B	<p>施設の管理運営にあたっては、適宜、体制の見直し等も図られており、適切な業務執行体制となっている。また、研修を通して、資質や能力の向上に取り組んでいる。</p> <p>施設の維持管理及び点検が適時適切に実施されていることで、良好な状態が保てている。</p> <p>利用者アンケート等を積極的に実施する中で、ニーズを踏まえつつ、時には創意工夫をしながら運営管理を行っている。</p> <p>また、利用者の増加に向けた取組を行っており、施設利用の効果の発現に繋がっている。</p>
指定管理者 評価の考え方	
B	<p>「藤沢市緑の基本計画」の基本方針に基づき、グループの基本理念や基本方針を定め、様々な企画事業を展開することで公園のPRや利用者増進を図っている。</p> <p>また、定期的な巡回と点検で危険箇所などを早期に発見し修繕を行うことや、適切な植物管理により、施設の効用を高め、安全で快適な公園環境を提供している。</p>
③安全対策及び危機管理	
評価者 評価の考え方	
A ( 0 人 )	
B ( 7 人 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12公園の内、5箇所(新林公園、大庭城址公園、片瀬山公園、遠藤公園、湘南台公園)は、指定緊急避難場所に指定されている。緊急時に不可欠のAED設置は7箇所(新林公園、大庭城址公園、遠藤公園、湘南台公園、引地川親水公園、辻堂南部公園、西浜公園)にのみ設置されており、片瀬山公園への速やかな設置を希望する。</li> <li>・現地視察などでも不安な点は感じられなかったが、法定帳簿の整備ができていないなど労務管理ができない事業者、即ちコンプライアンスに欠ける事業者が、安全対策や危機管理について法令を守れるとは思えない。C評価の方が相応かも知れない。</li> <li>・安全対策や緊急時の対応は、水準どおり検討・実施されている。一方で、特に防犯に関しては、地域住民との連携も必要と考えられるので、地域住民に自分たちの共有財産である公園を共に守ってもらえるような取組を期待したい。</li> <li>・定期的な巡回・点検や機械設備等により防犯・事故防止対策を図るとともに、市の管理では実施が難しい、夏季の夜間や年末年始期間のパトロールを実施して更なる施設管理を行っている。災害発生を想定した事業継続基本方針等が策定されており、各施設の管理事務所へは各種ハザードマップが常備され、速やかな対応に備えている。</li> <li>・必要な安全対策等は水準どおりに行われている。</li> <li>・定期的な巡回、点検、補修はされているとのことで、問題はないと思う。また日常の職員間の連絡も毎日されているとのことで、特に問題はないと思われる。</li> </ul>
C ( 0 人 )	
D ( 0 人 )	

市施設所管課 評価の考え方	
B	<p>定期的な巡回・点検や機械警備等により防犯・事故防止対策を図るとともに、市の管理では実施が難しい、夏季の夜間や年末年始期間のパトロールを実施して、更なる施設管理を行っている。</p> <p>また、連絡体制や事故対応フロー等を整備することで、緊急時への備えを行っている。</p> <p>新たに、新型コロナウイルス感染症に対する感染症対策として、トイレ等に石鹸等を設置することで、公園利用者の安全対策の向上に積極的に取り組んでいる。</p>
指定管理者 評価の考え方	
B	<p>定期的な巡回・点検に加え、新林公園の古民家及び長屋門並びに各公園の管理事務所に機械警備を行い防犯・事故防止を行っている。</p> <p>また、夏季夜間や年末年始期間にパトロールを実施し、施設や設備の安全確認、利用者のマナー違反防止(犬のノーリード、花火、スケートボード)、園内の照明の点灯確認を行っている。</p> <p>台風などの自然災害や事故発生時は事故対応フローに沿って対応している。</p> <p>市の文化財である新林公園古民家と長屋門では、毎年消火銃の可動試験、消火器の取扱い訓練を行い、不測の事態に備えている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、トイレや手洗い場に石けんを、管理事務所にはアルコール消毒液を設置している。</p>
④利用者視点	
評価者 評価の考え方	
A	( 0 人)
B	( 7 人)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者に対するアンケート調査結果に基づき、真摯な対応をしている様ではあるが、公共性の高い施設に関しては、行政や管理者の俯瞰的な見解も併せて取り入れることも重要である。</li> <li>利用者が多様化している、利用者のニーズが多様化していることに留意されていない様に見受けられた。利用者ニーズを的確に把握して行くためには、満足度調査のみではなく、様々な角度から新しい取組やチャレンジをしていくことが求められるのではないだろうか。</li> <li>管理者の明示看板や利用者アンケートなどで利用者ニーズの把握に努め、水準どおりの対応がなされている。良い思い出が郷土愛の醸成やまちづくりの一助となるので、利用者間での交流が生まれるような取組も期待したい。</li> <li>市が受けた意見・要望については、市と指定管理者において連絡体制を構築し、適切な管理運営に活かされている。アンケート総括結果もAあるいはB評価で総じて高評価である。</li> <li>利用者アンケートが湘南台、新林、神台の3公園でしか実施されていないので、より多くの公園での利用者の声を反映できるよう取り組んでほしい。</li> <li>苦情処理対応などはできていると思う。公園利用者アンケートは回答者が100人程度と少なく、アンケートを取ることも難しいと思うが、HPやSNSなどを利用してもっと積極的に意見を取り入れるツールを増やす努力も必要では無いか。</li> <li>駐車場を目的外に利用されていることに対して積極的な解決策の提案を求める。</li> </ul>
C	( 0 人)
D	( 0 人)
市施設所管課 評価の考え方	
B	<p>要望・苦情等の受付窓口が設置されており、その対応の記録が適切に保管されている。</p> <p>また、一部施設ではアンケート調査を行い、管理運営業務に反映させるとともに、調査結果に対する対応等がホームページや現地で公開されている。</p>
指定管理者 評価の考え方	
B	<p>公園利用者から受け付けた意見・要望や苦情は、すべて「苦情・要望処理簿」にまとめて記録し、公園管理の内容に反映させている。</p> <p>また、受け付けた内容、対応方法については一覧表を作成し、所管課へ送付し、情報共有を図り協議のうえ対応している。</p>
⑤施設経営	
評価者 評価の考え方	
A	( 0 人)
B	( 6 人)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の都市公園としての機能に加えて、広域避難場所として最低限必要な役割は、「最終避難地」「救援活動の場」「復旧・復興活動の拠点」の3点である。これまで、様々な対策を講じてきたが、必ずしも十分ではないので、関連部署・団体と協議して万全の体制を整備して欲しい。</li> <li>専門家の評価も得て、水準どおり、適正に施設経営を行っている。</li> <li>第三者による会計監査を受け、必要な書類が保管されている。また、各年度の収支決算書の提出を受け、確認を行っている。</li> <li>指定管理料等は適正に執行されていると見受けられる。</li> <li>自主事業による収益増にも取り組んでおり、指定管理料を主財源にした施設経営が水準どおりに行われている。</li> </ul>
C	( 1 人)
	<p>施設経営については、妥当な経営がなされていると見受けられた。しかし、労務管理がずさんであることは、施設経営が正しく行われていないことの証左でもあり、厳しく見ていく必要がある。</p>
D	( 0 人)

市施設所管課 評価の考え方	
B	各年度の事業は、概ね予算どおりに適正に執行されているが、一部、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった事業により発生した余剰金については、今後の効果的な施設の管理運営への活用が見込まれている。市民団体との協働や事業収入の確保により、経費の縮減に取り組んでいる。
指定管理者 評価の考え方	
B	本事業は、公益事業として、法令等に従い、指定管理料を本事業のため合理的に執行している。会計処理は公認会計士である監事や会計事務所の公認会計士、税理士によってチェックを受けている。
⑥特定項目	
評価者 評価の考え方	
A	( 0 人)
B	( 6 人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業などについては、積極的に取り組まれているように窺える。しかし、多様化する利用者のニーズや地域との関係を考えるともっと積極的に新しいことに取り組んでいく必要があるのではないか。</li> <li>・魅力ある公園となる新規事業を提案し、公園の利用促進を図っているが、多様な主体と連携し、もっといろいろなことができるのではないかと考えられた。</li> <li>・市民団体やボランティアと協働し、効率的かつ効果的な管理運営を行っている。</li> <li>・お花見や季節のイベントなど市民団体やボランティアなどと協働して、地域住民などが楽しく参加できる企画の提案、運営などの努力は評価できる。</li> <li>・サクラ開花時期には臨時対応をして、混乱が生じないように取組がされており、またコロナ禍にあっても公園施設を有効活用した事業に可能な範囲で取り組んでいると感じる。</li> </ul>
C	( 1 人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務評価での問題ないが、労務管理に関しては改善すべ事項が散見される。とりわけ、公益財団法人「藤沢市まちづくり協会」とグループを形成し指定管理者となっている「藤沢市緑化事業協同組合」については、パート労働法の改正への対応がなされていない。同法第6条には、罰則規定があることから、早急な改定が必要とされる。</li> </ul>
D	( 0 人)
市施設所管課 評価の考え方	
B	市民団体やボランティアと協働し、効率的かつ効果的な管理運営を行っている。 また、講習会・まつり等の自主企画事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部で中止を余儀なくされたものもあったが、感染症対策を図った中で、当初計画で予定していたもの以外にも、新規事業を提案し、公園の利用促進を図っている。
指定管理者 評価の考え方	
B	今までの長い管理実績を活かし、公園美化推進団体、NPO法人、企業ボランティア、清掃ボランティア、自治会ボランティア、地域住民グループ、障がい者地域作業所、スポーツ協会、高校生など様々な団体や地域住民と管理作業やイベント等を協働実施することにより、市民の意見要望等を活かした活力ある公園施設の管理運営を行っている。 施設の効用を高める自主事業については、公園花壇の再整備事業や香りの遊歩道整備事業、セミの羽化観察会、アイスクリーム自動販売機の新設等、事業計画書で提案した事業を計画どおり実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした事業もある。 また、今期間中に新たな事業として提案したキッチンカーの出店事業やツリークライミング体験会、自家栽培切り花の無償配布等も行った。 施設を利用される方々への周知については、各施設において注意看板を設置するとともにイベントの告知やボランティアの募集に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する注意事項等も市と協議のうえ各施設に掲示している。
その他特筆すべき事項(アピールすべき事項、高く評価する事項)	
評価者 評価の考え方	
	・公園の植物の管理は、素人ではできない分野である。季節ごとの花々を綺麗に咲かせてくださる日常の努力はとても素晴らしいと思う。
市施設所管課 評価の考え方	
指定管理者 評価の考え方	

### 3 評価者からの意見等

#### ① 指定管理者に望む事項

- ・指定管理者の業務は市民の日常生活に直結することが多く、そこで働く従業員のモチベーションが市民サービスの向上に大きく影響すると考えられる。従業員が高い満足度で働ける職場環境を実現するため、労働分野における改善点を早期に対策して欲しい。罰則規定のある法令に係る改定は速やかに実施すべき。
- ・コンプライアンス、法令を遵守すること。労務管理はその基本中の基本であると考えている。
- ・公園や施設の維持管理だけでも大変であろうが、社会の変化を踏まえて、市民とともに、例えばSDGsなどにもつながるアウトカムを検討していただくと、藤沢市の魅力が高まり、指定管理者としての存在意義も高まるのではないかと。
- ・公園の未来はどうあるべきか、市民は何を求めているかを、捉えるアンテナを張り巡らせる力を養うことはこれからの世の中のためには必要ではないか。市や指定管理者が公園を造っているのではなく、市民が働いて得た、市民の思いが籠もったお金で公園が造られているという視点も持ってほしい。
- ・指定管理者として行っている内容が、公園の維持管理が主となっており、管理委託の時代とあまり変わっていないように感じる。「多様化する利用者ニーズ」にこたえていくのであれば、その方向性に向けた指定管理者としての考え方や方針をしっかりと持つ必要があるので、そうした取組姿勢を望みたい。
- ・公園の未来ビジョンがない。データの利活用が検討されていない。社会ニーズを的確にとらえているとは言い難く、更なるアイデアを望む。

#### ② 施設所管課に望む事項

- ・指定管理者を公募し新規に選定する際には実施されているが、継続して選定する場合にも、社会保険労務士を選定委員に加えるべきではないか。近隣の海老名市、相模原市、厚木市では、主として民間事業者を選定する際の委員として委嘱した実績がある。
- ・次回の指定管理者の指定に当たっては、競争性が確保できるよう分割発注などの工夫を凝らすこと。
- ・造園業者のような地域に根付いた企業が維持発展できるように、労務管理のアドバイスなどで応援してほしい。
- ・藤沢市の市政運営の総合指針に示されている「郷土愛あふれる藤沢」となるようなまちづくりの一貫として公園を捉え直していくと、指定管理者の評価のあり方も変わってくるのではないだろうか。
- ・施設所管課は、サービス業であると思う。指定管理者とともに、市民サービスのあり方、情熱のようなものを感じたいと思う。
- ・時代が変化し、公園そのものの役割も変化しているため、指定管理者に求める業務内容については、幅広い視点で見えていくことが必要だと思うので、今後に向けてはそのような取組をお願いしたい。
- ・現状では、指定管理者としての適格性に問題を感じるため、次期指定管理に向けては、共同事業体の構成の仕方などそのあり方を見直すことを望む。
- ・市として、公園を維持管理するだけでなく、時代の流れに沿ったプランニング等の必要があるのではないかとと思われる。大胆な構造改革を検討してはどうか。

#### ③ モニタリングに加えるべき事項

- ・指定管理者に対する一般的な管理運営上のモニタリングに加え、労働条件審査を実施すべきではないか。この審査は社会保険労務士などの第三者機関によるモニタリングが望ましい。
- ・業務の効率化が見える報告、自らの事業の問題点の提示と解決策と結果の報告、事業の未来展望など事業者の本気度が分かる事項も必要なのではと思う。
- ・加えるべきものはないが、市側モニタリングは、判定コメントが記入されていないところが多く、指定管理者側モニタリングは、四半期ごとの判定コメントが全く同じものが多いので、適切なコメント記入をお願いしたい。

#### ④ その他課題等

- ・2017年の都市公園法改正により創設された、民間事業者等が公園管理者の許可を受けて飲食店等の公園施設を設置することができる設置管理許可制度(Park-PFI)を、より広く活用する検討も必要なのではないか。
- ・評価委員の視察は、綺麗にしたところだけを見に行くだけなので、実態を見ることはできないと思うし、全ての施設を回る時間もないうえ、複数施設を管理する事業を評価するのは難しいと思う。形式だけの視察となってしまうのは残念。
- ・引地川親水公園、大庭城址公園、新林公園の駐車場における公園利用者以外の駐車問題や満車による駐車場待ち問題については、これまでも課題となっており、課題解決に向けた取組をお願いしたい。

令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 指定管理者における今後の対応の考え方

施設名	藤沢市新林公園ほか11公園
○ 指定管理者	(公財) 藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ
施設所管課	

1 「施設別評価結果」について

項目	今後の対応の考え方
総合評価	<p>総合的な管理運営については、ほぼ水準どおりに行われているとの評価をいただいておりますが、労務管理については改善すべき点があることから、緑化事業協同組合として社会保険労務士に現状の確認と改善すべき事項の調査を依頼し、早急に適正な対応を図ります。</p> <p>また、今後はコロナ禍における社会情勢の変化や今後藤沢市においても少子高齢化が進んでいくことから、時代に即した利用者ニーズを把握するとともに、指定管理者として管理する施設の将来的な在り方を改めて検討し、当グループの強みである市民や団体等との協働についての新たな取り組みを進めるなど、引き続きA評価を目指した管理運営に努めてまいります。</p>
①指定管理者としての基本的要件, 団体の適格性	<p>緑化事業協同組合においては、労務管理において就業規則の不備や労働法令の改正に対応していないなど、大きな問題点があることから令和3年度中に関係法令等を遵守する改正を行うとともに、最新の改正状況等を適宜確認し、適正な対応を図ってまいります。</p> <p>また、今後は社会保険労務士を講師に招き、緑化事業協同組合の構成員を対象に労務関係や安全衛生管理に関する研修を適時実施してまいります。</p>
②施設の管理運営, 施設の効用の発揮	<p>市内の公園施設は設置からかなりの年月が経過していることから、経年劣化が各所に見られますが、指定管理者として時代の変化や多様化するニーズを見極めながら迅速に対応し、適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>また、長年にわたり多くの施設を管理してきた経験を活かし、大庭城址公園の管理事務所を含め、他の施設においても施設の効用を発揮する新たな提案を行ってまいります。</p>
③安全対策及び危機管理	<p>片瀬山公園へのAED設置につきましては、2022年3月に新たな公衆トイレへ改修されることから、公衆トイレ施設へのAED設置を検討してまいります。</p> <p>施設の安全管理や危機管理については、防犯、防災対策として引き続き夏季の夜間や年末年始のパトロールを行っていくとともに事業継続計画についても、必要に応じて内容の見直しを図ってまいります。</p>

項目	今後の対応の考え方
	<p>また、地域住民との連携による施設の防犯対策として、新たな団体の協力を得て、定期的な施設巡回と清掃活動を行っていただく体制を構築してまいります。</p> <p>指定管理者として管理している12施設のうち、5施設が市の指定緊急避難場所であることから、災害発生時に当該施設で指定管理者が担う初期活動等の役割について、改めて関係各所と協議を行い、指定緊急避難場所における緊急時フローを策定いたします。</p>
④利用者視点	<p>利用者視点に立った対応を図るためには、より多くの方々からの意見や要望を聴き入れ、施設運営に活かすことが重要であることから、今まで実施してきた施設利用者やイベント参加者の満足度調査に加え、新たな市民ニーズの把握の方法も検討してまいります。</p> <p>また、駐車場の目的外利用については、指定管理者としての考え方を市へ示し、改善に向けた協議を引き続き行ってまいります。</p>
⑤施設経営	<p>施設経営については、指定管理料の執行や書類の保管など適切に取り扱われているとの評価をいただいておりますが、今後も新たな自主事業を検討し企画事業収入や寄付金の自主財源確保に努めてまいります。</p>
⑥特定項目	<p>多様化する利用者ニーズや地域との関係を考え、多様な主体と連携した積極的な新しい取組が必要である、というご指摘については、まちづくり協会が法人スローガンとして掲げている“人と人をつなぐまちづくり”に沿って、市民を対象とした新たな事業を企画し実施することが大変有用であることから、令和4年度も新たな事業を実施してまいります。</p>
その他特筆すべき事項	<p>当グループは樹木管理のプロフェッショナルである造園会社の職人と草花の育成管理を熟知し長年の経験や園芸資格を有する職員が植物管理を行っていることから、高い評価をいただきましたが、今後も利用者の満足度を向上させるとともに施設の効用を高めるような植物管理に努めてまいります。</p>
評価者からの意見等	
① 指定管理者に望む事項	<p>労務管理に関する指摘事項については、早急に改善を図ってまいります。</p> <p>また、今後の公園施設の在り方や施設運営については、安全で安心して施設利用ができることを第一に考え、多様化する利用者ニーズを的確に把握し、公園運営に対するビジョンや方向性について指定管理者として提案したうえで市と協議しながら、今後の管理運営に取り組んでまい</p>

項目	今後の対応の考え方
	ります。
② 施設所管課に望む事項	
③ モニタリングに加えるべき事項	
④ その他課題等	



令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 施設所管課における今後の対応の考え方

施設名	藤沢市新林公園ほか11公園
指定管理者	(公財) 藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ
○ 施設所管課	都市整備部公園課

1 「施設別評価結果」について

項目	今後の対応の考え方
総合評価	<p>労務管理に関しては、指定管理者だけでなく所管課としても遵法意識が欠如していたものと重く受け止めます。</p> <p>早期改善に向け、まちづくり協会と改善方法や今後のチェック体制について検討いたします。</p> <p>今後、新たな価値の創出ができるよう、役割分担として制度の新設や法改正に関わる部分は所管課が、利用者ニーズに関わる部分については指定管理者が主に担うことを基本的な考え方としつつ、相互に連携を図ってまいります。</p>
①指定管理者としての基本的要件、団体の適格性	<p>適切な労務管理及び労働法令の遵守については、募集要項における仕様書や基本協定に明記されており、所管課としても厳格にチェックがなされる仕組みを構築してまいります。</p> <p>また、次回の選定に向け、審査選定委員の構成も含めた選定方法の見直しを全庁的な取組として検討いたします。</p>
②施設の管理運営、施設の効用の発揮	<p>今後も安全・安心につながる施設管理を継続するとともに、新たな視点をもって施設管理を行うことにより、利用者サービスの向上を図ってまいります。</p> <p>また、大庭城址公園の管理事務所については、施設の効用を発揮できるよう展示等を行っている所管課と連携を図り取り組んでまいります。</p>
③安全対策及び危機管理	<p>安全対策等については、水準どおりとの評価ですが、コロナ禍において公園の利用価値が再認識され、様々な方が利用する中で、防犯等に関する課題も新たに生じており、今後は課題解決に向け、さらに地域などとの連携を強化し、取り組んでまいります。</p> <p>また、AED設置については、片瀬山公園の施設改修後に設置する方向で、指定管理者と調整を図り、取り組んでまいります。</p>
④利用者視点	<p>利用者にとって、さらに身近な公園になるように、利用者アンケートは今後も継続し、公園コンテンツの充実に活用していただきたいと考えています。</p> <p>また、アンケートを実施する公園や実施媒体等については、利用者数や費用等を勘案し、指定管理者と検討いたします。</p>

項目	今後の対応の考え方
	<p>公園の駐車場については、県及び近隣市町村の動向を踏まえ、目的外駐車対策も含め、有料化を検討いたします。</p>
<p>⑤施設経営</p>	<p>施設経営については、概ね適正になされているとのことで、今後も継続し、限られた予算の中で、創意工夫により、最少の経費で最大の効果を挙げていただきたいと思います。</p>
<p>⑥特定項目</p>	<p>自主事業への取組については一定の評価をいただいております。コロナ禍ということで開催できなかった事業もあったが、様々な制約がある中でも利用者のためにできる範囲内で試行錯誤を繰り返しながら新規事業を生み出していかうという姿勢は、所管課側からも評価に値すると思います。</p> <p>今後は利用者の多様化するニーズに対してどのようにリンクさせ、反映させていくかが課題と捉え、指定管理者とともに取り組んでまいります。</p> <p>労務管理については、藤沢市緑化事業協同組合の構成員で改善に取り組む問題と捉え、まちづくり協会と具体的な改善方法や今後のあり方を早急に検討いたします。</p>
<p>その他特筆すべき事項</p>	<p>植栽等の日常管理については、高い評価をいただきました。</p> <p>今後、市としても継続して取り組んでまいります。</p>
<p>評価者からの意見等</p>	
<p>① 指定管理者に望む事項</p>	
<p>② 施設所管課に望む事項</p>	<p>労務管理については、藤沢市緑化事業協同組合に対し、まちづくり協会を通じて、改善に向けての助言や改善状況の確認等を行い、早期改善に取り組んでまいります。</p> <p>また、今後については、内部統制制度における業務記述書の中で、労務管理に関するチェックリストを作成し、まちづくり協会が定期的にチェックを行い、その都度所管課へ報告するというような確認体制の構築を図り、守られていない業者については、指定管理者業務を行わせないなど、厳格に対処してまいります。</p> <p>今後も利用者からの意見や他自治体の事例などを参考に、時代のニーズに合うような取組を行ってまいります。</p>
<p>③モニタリングに加えるべき事項</p>	<p>いただいた意見を踏まえ、労務管理の確認体制を構築する上で、必要な項目は検討し、加えてまいります。</p> <p>判定コメントについても、モニタリングが有名無実化しないようにチ</p>

項目	今後の対応の考え方
	<p>チェックを行い、公園管理における質の向上や指定管理者の育成などの視点を持ち、コメントしてまいります。</p>
<p>④その他課題等</p>	<p>公募設置管理制度（Park-PFI）の活用については、現在、市が管理する鵜沼海浜公園の改修事業において実施しており、まずその効果を検証した中で、改めて他の公園への可能性を検討いたします。</p> <p>公園利用者以外の駐車等については、施設の有料化を含めた検討を行っていくとともに、違反駐車等については看板やホームページなどで啓発活動を行ってまいります。</p>

# 施設カルテシート

## 1 施設所管課記入欄

### (1) 施設の基本情報

施設名称	藤沢市立新林公園ほか11公園		
施設所管課	都市整備部公園課	指定管理導入年度	平成18年度
設置条例	藤沢市都市公園条例		
利用対象者	公園利用者		
設置目的	新林公園ほか11公園は、それぞれ総合公園、風致公園、地区公園、近隣公園、緑地として計画設置されたもので、このうち、新林、大庭城址、片瀬山、湘南台、遠藤の各公園は周辺施設も含めて広域避難場所として、引地川緑地についても災害時の避難路としての機能を有する緑道としても位置づけられている。また、市民の身近なスポーツ活動の場として、桐原、遠藤、湘南台、西浜、辻堂南部、引地川親水の各公園には運動施設が設けられている。		
現指定管理者	公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ		
指定期間	2019年(平成31年)4月1日	から	2024年(令和6年)3月31日 まで
募集方法	公募		
特定の場合の選定理由			
指定管理者に行わせる主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の維持管理業務</li> <li>・有料公園施設等管理運営業務</li> <li>・公園美化推進団体に対する支援業務</li> <li>・施設利用促進に関する業務(自主事業)</li> <li>・その他指定管理業務を遂行するに当たっての必要業務</li> </ul>		

## 2 指定管理者記入欄

### (1) 従事者体制

4月1日現在

雇用形態	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
				前年比		前年比
正社員・正職員				±0人		±0人
パート・アルバイト				±0人		±0人
その他(医師嘱託)				±0人		±0人
その他(心理等嘱託)				±0人		±0人
現場責任者	12人	12人		±0人	12人	±0人
現場作業員	24人～72人	24人～72人		---	24人～72人	---
その他(管理人等)	10人	10人		±0人	10人	±0人
合計	0人	0人		±0人	0人	±0人
備考						

### (2) 再委託を行っている主な業務

(1)新林公園・大庭城址公園・引地川親水公園管理事務所等警備業務  
(2)西浜公園管理事務所機械警備業務 (3)大庭城址公園・引地川緑道親水広場・桐原公園野球場高圧電気設備保守点検業務 (4)新林公園古民家及び長屋門床下消毒業務 (5)引地川親水公園浄化槽保守点検業務 (6)桐原公園野球場保守点検業務 (7)遊具点検業務 (8)新林公園小池邸および長屋門保守点検業務委託

## (3) 収支状況

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度		令和3年度(予算)		備考
			前年比		前年比	
収入	258,607	259,239	+632	259,893	+654	
指定管理料	234,390	236,977	+2,587	236,343	-634	
利用料金収入	14,035	10,129	-3,906	13,550	+3,421	
自主事業収入	9,397	11,281	+1,884	9,250	-2,031	
その他収入	785	852	+67	750	-102	
支出	257,589	254,834	-2,755	259,893	+5,059	
人件費	151,724	149,704	-2,020	154,105	+4,401	
光熱水費	12,967	11,966	-1,001	12,700	+734	
修繕費	5,411	7,280	+1,869	6,957	-323	
事務費	31,146	29,494	-1,652	31,075	+1,581	
事業費	48,767	49,548	+781	47,456	-2,092	
その他経費	7,574	6,842	-732	7,600	+758	
収支差額	1,018	4,405	+3,387	0	-4,405	

## (4) 事業目標・実績

事業目標	項目	令和元年度	令和2年度		令和3年度		備考
				前年比		前年比	
	有料施設の利用料金収入	13,550,000	13,550,000	±0	13,550,000	±0	単位:円
	市民及び関係団体と行う連携又は協働で行う事業回数	61	70	+9	60	-10	
	講習会及びスポーツ教室の開催回数	79	70	-9	70	±0	
事業実績	項目	令和元年度	令和2年度		令和3年度 ※		備考
				前年比		前年比	
	有料施設の利用料金収入	14,035,352	10,129,188	-3,906,164	4,234,720	-	単位:円 新型コロナウイルスの影響により有料スポーツ施設の利用を休止とした期間あり
	市民及び関係団体と行う連携又は協働で行う事業回数	70	41	-29	20	-	新型コロナウイルスの影響により中止となった事業あり
	講習会及びスポーツ教室の開催回数	75	32	-43	23	-	新型コロナウイルスの影響により中止となった事業あり

※令和3年6月末までの実績

## (5) 指定管理者が行う自主事業

### ア 主に収益の向上を目的とした事業(物販, 自動販売機の設置など)

- ・飲料用自動販売機の設置【売り上げ手数料収入(令和3年度 月平均 104万円)】
- ・アイスクリーム自動販売機の設置【売り上げ手数料収入(令和3年度 月平均 7万円)】
- ・キッチンカーの出店【1店舗につき 1日 3千円】
- ・各種講習会等参加費

### イ 主に利用者サービスの向上を目的とした事業(講座, イベント開催など)

- ・セミの羽化観察会(湘南台公園)
- ・木の実や小枝などの自然素材を使ったワークショップ(引地川親水公園, 神台公園)
- ・タネ団子つくりとラベンダーの鉢上げ講習会(引地川親水公園)
- ・天体観望会(湘南台公園)
- ・親水公園まつり(引地川親水公園まつり)
- ⇒ふじきゅんふあふあ, バルーンパフォーマンス, ポールプール等
- ⇒ポニーとお散歩, ふれあい動物園
- ⇒クラフトづくり, 堆肥の無料配布, 樹木リサイクル体験
- ⇒飲食物, 農産物の販売
- ⇒障害者施設による福祉バザー
- ⇒市民によるフリーマーケット
- ・パークヨガ教室(大庭城址公園, 引地川親水公園球技場)
- ・太極拳教室(大庭城址公園)
- ・タグラグビー教室(引地川親水公園競技場)
- ・タッチラグビー教室(引地川親水公園)
- ・ベテランテニス大会(辻堂南部公園テニスコート)
- ・テニス教室 春教室および秋教室(湘南台公園)
- ・夏休み期間中のふあふあランド(エアートランポリン)設営(神台公園, 新林公園, 引地川親水公園, 湘南台公園)
- ・樹木の手入れ講習会 初夏および秋(大庭城址公園)
- ・初心者のためのハーブ栽培と寄せ植えづくり(大庭城址公園)
- ・サクラの開花時期にあわせた藤沢観光名産品等の販売(大庭城址公園)
- ・サクラの開花時期の介護タクシーの運行および花見対応としての臨時駐車場の設営(大庭城址公園, 引地川親水公園, 桐原公園)
- ・車椅子・晴雨兼用傘・歩行補助杖の貸し出し(大庭城址公園)
- ・テニスラケットおよびテニスボールの貸し出し(辻堂南部公園)

## (6) 施設管理上の課題

桐原公園(昭和42年供用開始), 西浜公園(昭和43年供用開始)などのように昭和40年代から60年代にかけて供用開始された公園がほとんどのため、園内樹木も高木化しており台風や強風時など枝折れや倒木の危険性があります。また倒木の懸念においては、令和2年度より藤沢市内においてもカンノガキイムシによるナラ枯れ被害が複数の公園で発生しており、クヌギやコナラ、マテバシイなど枯れ被害が発生しており藤沢市と協議のうえ伐採処分等の対応を進めています。

西浜公園においてはクロマツの頂点部分に多数のアオサギが飛来し、毎年営巣することからその鳴き声や糞害により公園利用者、近隣住民や地元自治会からの対応要望が多数寄せられており、令和3年度に藤沢市と協議し試験的にアオサギを寄せ付けけない対策を講じる予定です。

施設設備は全体的に経年劣化しているものが多く、遊具・ベンチ・テーブル・四阿・公衆トイレ・園路やテニスコートの人工芝・野球場外周フェンスやナイター照明設備・球技場の外周フェンスなど小破修繕は順次進めているものの、抜本的に更新修繕が必要な設備も多い状況です。遊具については設置時の安全基準には適合していたものの、現在の安全基準に適合しないものも多く改修について藤沢市と引き続きの協議を重ねながら対応しています。

引地川親水公園, 大庭城址公園, 新林公園の土日祝日等については、公園利用者が多く駐車場が満車になり道路上での入庫待ちが発生する時間帯もあることから、藤沢市と引き続きの協議を重ね駐車場の拡張や有料化などの検討が必要です。

利用者のマナーに伴う意見要望も多く、犬の散歩時のノーリードや糞の放置、ノラ猫への餌やり、喫煙やごみの不法投棄など、適時巡回して注意のうえマナー向上を継続して努めています。

また危険行為として禁止しているスケートボードの利用については、主に神台公園や新林公園, 湘南台公園, 引地川親水公園などで多く、深夜での騒音、喫煙や飲酒でのゴミの散乱、他の公園利用者に恐怖を与えてしまうなどの意見要望は過年度から寄せられており、巡回時に発見の際は注意し止めさせるほか、ブランターの設置や路面への点字シートの施工などを行っているものの、東京オリンピックの正式種目になり選手らの活躍もあったことから今後更に増加傾向になる懸念があります。

## (7) 特記事項

私たちグループは、グループの基本理念に基づき、公園利用者サービスの向上と公園施設の効用を高めることを目的に、対等な立場でそれぞれ得意分野での共同を円滑に行い、グループの特性を活かした管理運営を行っています。

また、藤沢市緑化事業協同組合は、災害時には市の要請において、防災活動及び復旧作業に従事する旨の協定書を市と締結しており、災害発生時等には、指定管理公園のみならず、周辺道路や緑地においても対応し、二次災害を防ぎ市民の安全確保に努めています。

(2) 藤沢市ふじさわ宿交流館

内容	ページ
評価結果	22
今後の対応の考え方（指定管理者）	28
今後の対応の考え方（施設所管課）	30
施設カルテシート	32

# 指定管理者評価 評価結果シート

施設名	藤沢市ふじさわ宿交流館	施設数	1施設
指定期間	2019年(平成31年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日まで		
指定管理者	公益社団法人藤沢市観光協会	市施設所管課	郷土歴史課

## 1 評価総括

評価区分 -評価項目	評価委員会の評価						市施設所管 課の評価	指定管理 者の評価
	評価者の評価構成					評点 平均		
	評価	高く評価できる	水準どおり	水準に満たない点がある	改善すべき			
	評点	4	3	2	1			
ランク	A	B	C	D				
総合評価	B	0 人	7 人	0 人	0 人	3.0	B	B
①指定管理者としての基本的要件, 団体の適格性	B	0 人	4 人	3 人	0 人	2.6	B	B
②施設の管理運営, 施設の効用の発揮	B	0 人	7 人	0 人	0 人	3.0	B	B
③安全対策及び危機管理	B	0 人	7 人	0 人	0 人	3.0	B	B
④利用者視点	B	0 人	5 人	2 人	0 人	2.7	B	B
⑤施設経営	B	0 人	7 人	0 人	0 人	3.0	B	B
⑥特定項目	B	0 人	5 人	2 人	0 人	2.7	B	B



## 2 評価の考え方

総合評価	
評価者	評価の考え方
A	( 0 人)
B	( 7 人)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理面で改善すべき事項はあるものの、指定管理者に求められる業務に関しては、適正なる管理運営がなされていることが確認できたので、「B」と評定する。</li> <li>・この施設の二重性を単に1階と2階の使い方の違いという点に留めていることが問題であるとする。しかし、建物としての施設を所与の条件下でよく管理運営している。</li> <li>・コロナ禍のために自主企画事業で予定どおりに開催できなかったものもあるが、多様な主体と連携したり、DVDの作成等のできることを積極的に取り組んでいる。</li> <li>・①～⑥の評価項目を総合的に判断して、ほぼ水準どおりと考える。</li> <li>・ふじさわ宿交流館が、藤沢観光の要に位置づけられる施設になると、藤沢市ももっと観光客を呼べるのではないかと。コロナ禍が終わって、海外の方が来れる状況になったときに、ふじさわ宿交流館が外国語でも対応できる、藤沢観光の中心になっていたら楽しいと思う。”それは江の島がやる”のではなく、”みんなでやる”の精神が藤沢市の活性化につながるのではないかと。</li> <li>・利用者視点での取組に不足が感じられる点以外は、全体として水準どおりの運営管理が行えていると評価する。</li> <li>・少ない職員でよく運営されているが、さらに工夫次第で来館者が増えるのではないかとと思われる。強みである歴史と観光資源としての活用をもっと進めないかと埋もれる可能性があると思われる。</li> </ul>
C	( 0 人)
D	( 0 人)
市施設所管課 評価の考え方	
B	指定管理者として、これまでの実績を活かし、様々な事業を実施するとともに、利用者が快適で安全・安心に過ごせる環境を整え、法令等を遵守し運営している。また、コスト意識を持って適切な指定管理料の執行が行われている。さらに、利用者や地域住民・団体・教育機関と良好な関係を保ち、意見等を聞いて事業に反映する姿勢が評価できる。
指定管理者 評価の考え方	
B	観光協会のこれまでの事業実績を活かし、藤沢宿のにぎわいづくりに取り組み、まち歩きの方々の来館や各イベントに参加された方々には好評を得ている。交流館を訪れる多くの方が快適で安全・安心に過ごす施設として取り組んだ。また、にぎわいづくりはもとより、次世代への継承を目的とした事業も展開している。
①指定管理者としての基本的要件、団体の適格性	
評価者	評価の考え方
A	( 0 人)
B	( 4 人)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤沢市域の地域社会と文化の健全な発展に寄与することを目的とする、公益社団法人藤沢市観光協会が指定管理者となり、その豊富な経験と実績を生かして、当該施設の事業目的である、旧東海道藤沢宿及びその周辺地域の活性化並びに賑わい創出の一助となっていることが確認できるので「B」と評した。</li> <li>・職員間で共通認識を図り、水準どおりに事業を実施している。</li> <li>・施設の目的をより高めようとした運営姿勢で行われており、財務状況、各種施策への理解などは水準どおりであるが、労務管理については労働法規等に対する意識を高めて適正な形で行ってほしい。</li> <li>・労務管理の指摘については改善をお願いする。施設自体は的確に管理されていると感じた。</li> </ul>
C	( 3 人)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この施設の目的や機能をどう評価するかに関わる問題だが、この施設が観光振興施設であるのであれば、観光協会は適格であるといえるだろうが、地域コミュニティのための施設であると考えるのであれば、適格であるとは言い難いのではないかと。少なくとも地域コミュニティを代表するような団体と共同で受注するなどが必要ではないかと。</li> <li>・法令遵守のあり方や市の施策に対する理解の姿勢から指定管理者として適格である。財務的には経営成績も概ね安定しており、財政状態も特に不安要素はない。ただ、労務管理の面では、労働者名簿・賃金台帳が形式どおりでないなど、水準に満たない点もある。</li> <li>・労務管理等一部基準に満たない点はあるが、財務状況などは概ね水準どおりであると見受けられる。</li> </ul>
D	( 0 人)
市施設所管課 評価の考え方	
B	施設設置の目的や事業の方向性を理解し、職員間で共通認識を持ちながら運営にあたっている。また、法令等遵守のあり方や市の施策に対する理解の姿勢、財務の健全性から指定管理者として適格である。
指定管理者 評価の考え方	
B	交流館の運営にあたっては、職員間での事業計画書等の共通認識を持った上で事業展開している。法令等の遵守や情報公開制度・人権施策に対する意識の向上も図っている。また、事務処理では、提出期限を厳守し、関係文書の保管廃棄、個人情報の保護も適正に行っている。

②施設の管理運営、施設の効用の発揮	
評価者	評価の考え方
A ( 0人)	
B ( 7人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階には郷土資料展示室・多目的ホール、2階には会議室を配置している。コロナ禍の影響が少なかった令和元年度の実績で、来館者数は35,494人、会議室の使用実績は30.7%に留まっている。更なる来館者増を狙うのであれば、他市とも協力した新しい散策ルートを開拓する必要があるのではないか(旧東海道を上って、住友家侯野別邸・モーガン邸を巡るなど)。</li> <li>・この施設を観光施設として考えるのであれば、飲食施設も駐車場もないという厳しい条件の中で、ウォーキング客などを中心にして十分その効用を発揮していると言えるが、それで満足して良いのか、また、地域コミュニティ施設としての効用は十分発揮されているのか疑問である。</li> <li>・計画に基づく水準どおりの運営がなされている。「江の島・藤沢ガイドクラブ」との連携で、観光施設と社会教育施設の両面で、発展していくことが期待される。</li> <li>・計画書で定めた職員の人員配置がされ、来館者が快適に過ごすことのできる接遇、清掃、施設管理が行われている。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う業務縮小等のため、各目標が達成できていないが、特殊要因であるため特に問題はない。</li> <li>・少ない人数で、館内の接客、清掃等の維持管理を努力されている点は評価できる。館内展示物を見学される方に、積極的に声かけをされていたり、トイレを利用するだけの方にも挨拶をされている点は評価できる。受付に置かれている販売物のディスプレイをもっと見やすく工夫されると良いのではないかと思う。</li> <li>・事業の統計については、施設の目的に沿った施設運営ができていないか評価ができるような事業統計をお願いしたい。より施設の効用を高めるためには、遊行寺との連携が重要であるので、連携に向けた前向きな取組をお願いしたい。</li> <li>・さらに活用される事業への展開をお願いする。</li> </ul>
C ( 0人)	
D ( 0人)	
市施設所管課 評価の考え方	
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書で定めた職員の人員配置がされ、来館者が快適に過ごすことのできる接遇、清掃、施設管理が行われている。藤沢宿PRのためのパンフレット等を市関連施設だけでなく、協会関連施設や県外・市外を含む関係機関に配布し、広く効果的に施設の周知がされている。</li> </ul>
指定管理者 評価の考え方	
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画に定められた人員を配置し、職員の接遇・マナーについては、開館前に職員間で身だしなみの基本チェックをして、接遇等で不快感を与えない様に心掛けている。施設管理では、専門業者による設備点検となるが、職員の巡回による点検を随時行っている。施設の効用の発揮では、藤沢宿PRのためのパンフレット等を作成し、県外・市外を含む関係機関への配布や掲示の協力依頼をする他、ホームページ等による情報提供を行っている。これらの自主事業等を計画どおり実施することで来館者数も目標に達成した。</li> </ul>
③安全対策及び危機管理	
評価者	評価の考え方
A ( 0人)	
B ( 7人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の特性から、来館者・観光客の休憩場所(トイレ利用を含む)・イベントや会議の参加者等不特定多数の人員が集まることが特徴である。常時2人の職員・監視カメラの常設稼働をしてはいるが、非常時の対応に十分とは言えない。2人の職員での最適対応は、避難所への速やかな誘導しかない。大規模地震発生時には、揺れの収まるのを待って、その地区の避難場所である藤嶺学園藤沢高等学校への避難を徹底して欲しい。</li> <li>・職員が少ない中で十分な取組がなされている。</li> <li>・安全対策や危機管理が水準どおり適切に行われている。コロナ禍での感染防止対策にも努めている。</li> <li>・警備設備を活用した防犯対策を行うとともに、随時、職員が館内の見回りを実施している。また、風水害時に配布する土嚢も設置している。</li> <li>・コロナ禍において、館内の入場制限をする、入館時に検温、手の消毒を促す声かけや、ホールの感染対策等はしっかりされていると思う。また、館内の見回り、監視カメラの活用、緊急対応への訓練に参加される等の安全対策をされている点は評価できる。</li> <li>・必要な安全対策等は、水準どおりに行われている。</li> <li>・抜け道としての安全管理について注意をお願いしたい。</li> </ul>
C ( 0人)	
D ( 0人)	

市施設所管課 評価の考え方	
B	必要な保険に加入し、防犯機器等の活用をしながら職員による見回りを行うなど、安全対策を行っている。緊急時の対応としても、研修・訓練を行い消防計画を確認するなど危機管理の体制がとれている。コロナ禍での運営においては、館内入口に検温器・消毒液を設置、受付やイベント開催時には、ソーシャルディスタンスの確保や飛沫感染防止の亚克力板を設置するなど、感染防止対策に努めている。
指定管理者 評価の考え方	
B	安全対策として職員による随時館内見回りの実施と室内等の監視カメラを活用し事故防止を図っている。また、リスクに対しては適切な範囲で保険加入している。緊急時の対策では、AEDの操作実習や藤沢地区防災訓練に参加しており、事故等発生した場合の体制は、藤沢市ふじさわ宿交流館消防計画に基づき職員間での体制を整えている。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策では、館内入口に検温器、消毒液を設置、イベント開催にあたっては、参加人数の制限によるソーシャルディスタンスの確保、多目的ホール舞台と観客席との間に全面クリアなビニールシートを設置、舞台上では演者同士の間的大型亚克力板を設置し、安全・安心のイベントが開催できるよう努めている。
④利用者視点	
評価者 評価の考え方	
A	( 0 人)
B	( 5 人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の影響が極めて少なかった令和元年度の来館者について分析すると、全体の63%が市外在住、60歳以上の高齢者が60%、初めての来館者が66%となっており、市民の利用者が意外と低いことに気づく。以上のことから、藤沢市民に偏った運営管理を続けると、来館者の伸長が期待できないことが懸念される。</li> <li>・アンケートを実施し、改善を図るなどし、水準どおり適切に運営されている。一方で、「交流館」であるからには、一人一人の利用者のニーズに応えるのみならず、もっと交流を促す視点が必要ではないか。</li> <li>・意見・要望・苦情等のアンケート結果を、速やかに市施設所管課に相談し、適切に対応している。アンケート総括資料上も総じて高評価である。</li> <li>・利用者アンケートは、紙だけではなく、HPやSNSなども利用して、アンケートを書いてもらいやすい工夫が必要だ。初回はアンケートの回答率は高くなるが、2回目、3回目に訪れた利用者はアンケート回答率が少なくなると思うので、より正確な情報を得るためのアンケート方法を考える必要もある。</li> <li>・場所が分かりにくいための工夫が必要と思われる。</li> </ul>
C	( 2 人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪れる観光客にとっても、地域コミュニティの住民から見ても、自分達のために良く機能している施設だとは感じにくいのではないかと。どちらのサイドから見ても自分たちのための施設であるとは感じにくい状況になっていないだろうか。観光施設として考えれば、駐車場と飲食施設が全く無いというのは、欠陥といってもよい状況ではないだろうか。</li> <li>・ガイドクラブとの連携によりガイド事業が行われているが十分なものでないため、宿場歩きを目的とした利用者のためにもガイド事業の充実を図ってほしい。また、交流の推進や賑わいの創出のためにも、多目的ホール等について、利用要望に沿った提供ができるよう改善するべきである。</li> </ul>
D	( 0 人)
市施設所管課 評価の考え方	
B	アンケートを実施し、利用者の意見等の受付体制が確立されており、またその対応も真摯に行っている。
指定管理者 評価の考え方	
B	アンケート結果や直接の意見をいただく中で、対応可能なものは速やかに対応し、難しい案件については、関係部門と協議し適切に対応している。
⑤施設経営	
評価者 評価の考え方	
A	( 0 人)
B	( 7 人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数事業で実績がある公益社団法人藤沢市観光協会が指定管理者となり、月1回開催される市施設所管課との定例会議等で所管課との意思疎通を実施し、地域活動団体、地元自治会・町内会、商業関係者等で構成される「ふじさわ宿交流館運営協議会」で運営に関する意見交換を行っている。</li> <li>・観光都市藤沢の中心を担っている観光協会であり、問題点は見受けられない。遊行寺や自治会などの地域団体を運営協議会メンバーとして連携を図っている点は評価できる。</li> <li>・第三者によるチェックも行い、水準どおり適切に運営されている。</li> <li>サイクリングやまち歩きの人が多いのであれば、例えば市内の福祉施設のパンの販売などをしても良いのではないだろうか。</li> <li>・会計処理については、税理士等の第三者によるチェックを行い、必要な経理関係書類は適正に作製・保管している。</li> <li>・会計処理などは適正にされていると思うが、会議室の利用率を高めるための工夫、会議室利用の規定内で利用しなければならぬとしたら、本当にそれが市民のためのものなのか等、市を動かして行くようなより良い提案をしていくこともこれから必要ではないかと思う。</li> <li>・ほぼ指定管理料だけを収入とした施設経営となっているため、より積極的に自主事業収入を増やす取組を進めてほしい。</li> </ul>
C	( 0 人)
D	( 0 人)

市施設所管課 評価の考え方	
B	会議室使用料である公金の取扱いも含めて指定管理料の会計処理は適正にチェックがされている。また、運営に当たっては、サービスを維持したうえでの節電を意識して経費節減につなげている。
指定管理者 評価の考え方	
B	会計処理については、税理士等の第三者によるチェックを行い、必要な経理関係書類は適正に作製・保管している。会議室の使用料の収納についても、公金として適正な収納管理を行っている。また、効率的な運営としては、来館者の体調に配慮した室内の温度設定に心掛けた空調管理を実施することで経費節減につなげた。
⑥特定項目	
評価者 評価の考え方	
A	( 0 人)
B	( 5 人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設と社会教育施設としての要素を活かして、地域の様々な団体や教育機関などと連携をしていることは、評価できる。</li> <li>・地域住民・関係団体等との協働・連携や、運営協議会において、情報共有・意見交換を行っている。</li> <li>・HPの整備、イベント開催などの努力は大変評価されると思う。利用者アンケートもイベントに対する評価は高いが、イベント以外の普段の交流館がもっと賑やかで、地域住民や観光客が積極的に利用したいという施設になるための努力はもう少し必要ではないか。</li> <li>・遊行寺と江の島みちなど藤沢宿の個性を生かした事業展開をすることが、施設の効用発揮につながると思うので、そうした視点での取組に期待したい。歴史と観光、生涯学習とをうまく組み合わせることで事業展開できるよう取り組んでほしい。</li> </ul>
C	( 2 人) <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務評価では問題ないが、労務管理に関しては改善すべき事項が散見される。とりわけ、改正パート労働法が、2021年4月より中小企業にも適用されたことへの対応がなされていない。同法第6条には、罰則規定があることから、早急な改定が必要とされる。</li> <li>・地域コミュニティのための施設としてどう機能させていくのかという観点からの取組が不十分である。単なる貸し会議室の管理では、地域コミュニティのための施設とは言えないのではないか。</li> </ul>
D	( 0 人)
市施設所管課 評価の考え方	
B	地域住民・地域団体と良好な関係が保たれ、協力・連携しながら施設の目的に合致した事業が実施できている。小学校の社会見学の受け入れや、小学生向けのパンフレット・DVDの配布など、教育機関との連携も積極的に行われている。
指定管理者 評価の考え方	
B	地域連携では、良好な関係を築き、市・地域の市民や団体・指定管理者の連携のもと各事業の事業展開を行った。また、次世代に藤沢宿の歴史、文化を継承していくため、教育機関等との連携強化として、小学生向けパンフレット、DVDを作成し、市内小学校に配布するほか、小学校の社会見学も積極的に受け入れている。
その他特筆すべき事項(アピールすべき事項、高く評価する事項)	
評価者 評価の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催は利用者がとても楽しみにしているので、期待に応えるべく頑張って開催を続けていっていただきたい。</li> </ul>	
市施設所管課 評価の考え方 <p>これまでの観光協会としての事業実績を活かし、単なる施設管理だけでなく、地域住民・地域団体との連携を良好に保ち、にぎわいの創出に資する事業につなげている。また江の島・藤沢ガイドクラブと提携することで、イベントや講座、PR事業等にガイド員を幅広く活用し、藤沢宿の魅力を発信している。コロナ禍において来館によるにぎわいの創出が目指せない間も、動画配信など新たな試みによる藤沢宿の魅力発信に取り組んでいた。</p>	
指定管理者 評価の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>江の島・藤沢ガイドクラブと提携し、観光案内事業はもとより、次の事業にガイド員を有効活用している。</li> <li>・藤沢宿を案内するホームページYouTube動画に出演</li> <li>・出張講座に講師として派遣</li> <li>・市内小学校教員研修の講師</li> <li>・小学生向けDVDの編集及びナレーション</li> </ul>	

### 3 評価者からの意見等

#### ① 指定管理者に望む事項

- ・令和元年度の来館者へのアンケート結果で、藤沢市以外在住の高齢者が初めて訪れたケースが多いことが判る。今後の集客施策を考える時、以上の結果をこれまで以上に加味すべきではないか。
- ・遊行寺や自治会などの地域団体を運営協議会メンバーとして連携を図っているが、次回の指定管理者の選考に際しては、これらの団体とのコンソーシアムを組んで応募することを考えてはいかがだろうか。地域団体と観光とのシナジー効果を狙ってはどうか。
- ・今後も、地域住民や団体等の多様な主体との連携で、地域の人々と訪れた人の交流を図れる機会を創出していただきたい。
- ・ふじさわ宿交流館等の施設運営は、地域住民のためだけでなく、観光で藤沢市に来ていただく方も利用できる施設である。ふじさわ宿交流館が藤沢観光の中心となって観光客を増やし、藤沢市の観光収入アップを狙うぐらいの意気込みがあっても良いと思う。観光は海側だけという思いは捨てて、自分たちが藤沢の明日を担うぐらいの気概が欲しい。
- ・特定により選考された指定管理者なので、この交流館や旧藤沢宿の魅力を最大限に引き出す積極的な取組をお願いしたい。藤沢宿商店会の老舗店との連携によるおもてなしの場や、藤沢産食材の藤沢宿御弁などの提案事業についても、感染防止対策を取りながらの事業展開を進めてほしい。
- ・大胆な発想による活用を望む。東海道宿場町としての横軸の連携であるとかが必要ではないかと思われる。

#### ② 施設所管課に望む事項

- ・「ふじさわ宿交流館」が、時宗総本山「藤沢山無量光院清浄光寺」(通称遊行寺)の門前に位置することや大山道と東海道との分岐にあることを優位に活用することも価値があるのではないか。
- ・その生い立ちから二重の性格を有している施設であるが、観光施設と地域コミュニティのための施設とは、決して合い対峙するものではなく、シナジー効果を発揮できるものであると考える。そのためには、両方の性格を体現する団体の集合体が指定管理者に応募できるような応募条件を考えていくべきではないだろうか。
- ・基本的にはまち歩きやサイクリングの人やボランティア活動などをする元気な人が活用する施設なのであろうが、誰もが使える施設となるようなバリアフリー化も、長期的な視点で検討する必要があるのではないか。
- ・施設所管課は、サービス業であると思う。指定管理者とともに、藤沢の経済をバックアップしていく行政を、捨て身でお願いしたい。
- ・多目的ホールの利用がかなり限定されていると感じたため、開設時からの施設の貸し出しルール等については、開設後の利用者の要望を踏まえて、また施設の効用発揮をより高めるためにも、柔軟に見直していく必要があると思う。
- ・各室の使用上の課題があるようであれば、変更するなどして利用上の制限を撤廃するなど、必要な手続きを積極的に行うべき。できない理由を述べるのではなく、どうしたら実施可能となるかの視点をもっと指定管理者と密に行う必要性を感じた。

#### ③ モニタリングに加えるべき事項

- ・評価シート①と同じだが、業務の効率化が見える報告、自らの事業の問題点の提示と解決策と結果の報告、事業の未来展望など事業者の本気度が分かる事項も必要なのではと思う。

#### ④ その他課題等

- ・今はコロナ禍で少ないかもしれないが、藤沢市はとても魅力的な所なので、いずれは外国人が増えるかもしれない。外国語の対応も少しずつ検討していても良いのではないか。
- ・視察は大人数で押しかけてしまうので、営業中にご迷惑をおかけするかもしれないが、イベント開催時などの様子も見学できたらと思う。見学できなくても、様子を映像に撮っていただいで、評価委員会の際に見せていただくこともできるのではないか。もっと実際の現場が見れるような工夫もお願いしたい。
- ・交流館入口を常に開放して、より入りやすい雰囲気を作った方がいいと思う。

令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 指定管理者における今後の対応の考え方

施設名	藤沢市ふじさわ宿交流館
○ 指定管理者	公益社団法人 藤沢市観光協会
施設所管課	生涯学習部郷土歴史課

1 「施設別評価結果」について

項目	今後の対応の考え方
	現在、外国語の対応につきましては、「東海道と藤沢宿」の英語及び中国語版パンフレットの提供、ポケトークの活用等をしております。今後もさらに、観光協会全体として展開している誘客宣伝事業、また、インバウンド事業と連携し、歴史、観光、生涯学習を組み合わせた事業を実施してまいります。
①指定管理者としての基本的要件、団体の適格性	労務管理につきましては、適正な形式の労働者名簿・賃金台帳を備えておりますが、必要書類を十分でない形式で提出いたしましたことから、今後注意いたします。また、内容が不十分な点につきましては、早急に改善してまいります。
②施設の管理運営、施設の効用の発揮	来館者のうち、旅行会社のツアーや街歩き団体の人数等を分析したより詳細な統計データを活用することにより、新たな散策ルートの開拓や誘客宣伝につなげてまいります。
③安全対策及び危機管理	消防計画で実施している訓練等を再検証し、さらに安全・安心への取組を強化してまいります。
④利用者視点	利用者アンケートにつきましては、紙ベース以外の方法についても工夫してまいります。また、ガイドクラブとの連携事業につきましては、現行の案内事業がより充実したものとなるよう引き続き実施してまいります。
⑤施設経営	オリジナルグッズの販売促進等、自主事業収入を増やす取組を推進してまいります。
⑥特定項目	遊行寺宝物館との連携を深め、同館の展示期間ごとに合わせた講演会や江の島の歴史も含めたイベントを開催することなど、歴史、観光、生涯学習を組み合わせた事業展開を検討してまいります。また、労務管理につきましては、ご指摘の点につきまして、早急に改善してまいります。
その他特筆すべき事項	今後も幅広い世代が楽しめるような多岐にわたるジャンルのイベントを開催してまいります。

項目	今後の対応の考え方
評価者からの意見等	
① 指定管理者に望む事項	これからも地域や他の宿場等との連携を深めるとともに、「藤沢宿の活性化」, 「にぎわいの創出」はもとより, 江の島を含めた歴史, 文化等を資源とした観光の拠点づくりをするためには, どのような管理運営体制が望ましいのか, 市と協議しながら調査, 研究してまいります。
② 施設所管課に望む事項	
③ モニタリングに加えるべき事項	
④ その他課題等	感染状況を見極めながら, 多目的ホール入口の開放を再開し, 誰もが気軽に来館できるような雰囲気づくりに努めてまいります。

令和3年度藤沢市公の施設指定管理者評価委員会評価 施設所管課における今後の対応の考え方

施設名	藤沢市ふじさわ宿交流館
指定管理者	公益社団法人 藤沢市観光協会
○ 施設所管課	生涯学習部郷土歴史課

1 「施設別評価結果」について

項目	今後の対応の考え方
総合評価	施設設置の目的を理解し、事業計画書に基づき着実に管理運営を行っています。今後も利用者サービスの視点を意識し、旧藤沢宿及びその周辺地域における活性化とにぎわいの創出につながるよう、指定管理者と連携して事業の拡充に努めてまいります。
①指定管理者としての基本的要件, 団体の適格性	公益性の高い団体であり、基本的要件や適格性について一定評価をいただいています。労務管理上、不十分な点については、早急に改善を図っていただき、所管課としてもチェックをしてまいります。
②施設の管理運営, 施設の効用の発揮	施設の管理運営については、十分に行っています。施設の効用の発揮については、引き続き指定管理者としての強みを生かしたさらなる周知、地域の小学校等と連携した若年層への効果的なアプローチを指定管理者とともに検討してまいります。また、会議室の利用を広く周知するとともに、グループ活動の支援などによる利用者増に向けて、指定管理者と手法について検討してまいります。
③安全対策及び危機管理	所管課と情報共有しながら防災対策を行い、研修等にも積極的に参加し、職員間の情報共有を図りながら、十分な防犯・防災対策に努めるよう指定管理者と連携して進めてまいります。
④利用者視点	利用者アンケートを分析のうえ来館者層やニーズを把握し、指定管理者と協力し事業の改善に努めてまいります。またアンケートの回答方式についても工夫してまいります。施設の場所については、HPやSNS等での周知の方法について工夫してまいります。
⑤施設経営	他の管理施設における経験や実績に基づき、本施設においても安定した施設経営を行っています。引き続き一定の事業を実施するとともに、事業実施による会議室利用への影響を検証し、さらなる会議室の利用を周知してまいります。また今後は自主事業収入を増やせるよう指定管理者と意見を交わしながら取り組んでまいります。
⑥特定項目	地域と良好な関係を保ち、協力・連携しながら事業計画書に沿って事業が行われています。引き続き地域の拠点施設として、地域の声を反映



項目	今後の対応の考え方
	<p>した施設運営に努めてまいります。また、旧東海道藤沢宿の個性を発揮し、回遊性を高められるよう、遊行寺宝物館や他の施設との連携をより一層図っていただきたいと考えています。労務管理については、適正に図っていただき、所管課としてもチェックをしてまいります。</p>
<p>その他特筆すべき事項</p>	<p>今後も地域住民や地域団体との連携を深め、多彩なイベントを実施できるよう指定管理者と検討し、取り組んでまいります。</p>
<p>評価者からの意見等</p>	
<p>① 指定管理者に望む事項</p>	
<p>② 施設所管課に望む事項</p>	<p>地域や近隣の宿場との連携・協力を築き、旧藤沢宿での事業・取組が進むよう、指定管理者と協力し引き続き取り組んでまいります。</p> <p>多目的ホールや会議室の運用については、事業の目的を踏まえながら、ニーズに応じることができるよう指定管理者と検討をしてまいります。</p>
<p>③ モニタリングに加えるべき事項</p>	<p>業務の効率化や事業の展望等、事業者の熱意が評価できるような項目について、追加を検討してまいります。</p>
<p>④ その他課題等</p>	<p>次回の評価委員会の際にはイベント開催時の雰囲気が伝わるよう、写真資料の提供なども検討してまいります。</p>

# 施設カルテシート

## 1 施設所管課記入欄

### (1) 施設の基本情報

施設名称	藤沢市ふじさわ宿交流館		
施設所管課	生涯学習部郷土歴史課	指定管理導入年度	平成31年度
設置条例	藤沢市ふじさわ宿交流館条例		
利用対象者	市民および来訪者		
設置目的	市民に旧東海道藤沢宿の歴史、文化等と触れ合う場を提供するとともに、地域の人及び当地を訪れる人の交流の推進を図ることにより、市民の文化の振興に寄与し、旧東海道藤沢宿及びその周辺地域の活性化及びにぎわいの創出に資することを目的とする。		
現指定管理者	公益社団法人 藤沢市観光協会		
指定期間	2019年(平成31年)4月1日 から 2024年(令和6年)3月31日まで		
募集方法	特定		
特定の場合の選定理由	(公社)藤沢市観光協会は、本市に拠点を有する公益性の高い団体で、本市の歴史文化への理解があり、行政や地域の市民・団体との連携・協力の下に、人々の交流、地域の活性化及びにぎわいの創出や市内外からの誘客に資するための情報発信・事業実施ができる団体である。協会の様々な取組の中で培われてきた本市の歴史文化の情報発信等の事業やそれを観光誘客につなげていく事業展開とふじさわ宿交流館の指定管理者に求められる役割・機能は、密接不可分な関係にあるため。		
指定管理者に行わせる主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室の使用許可及びその取消しに関する業務</li> <li>・交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務</li> <li>・多目的ホール、広場等の施設を利用した催しの実施に関する業務</li> <li>・旧東海道藤沢宿及びその周辺地域に関する情報の収集及び提供に関する業務</li> </ul>		

## 2 指定管理者記入欄

### (1) 従事者体制

4月1日現在

雇用形態	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
			前年比		前年比
正社員・正職員	1人	1人	±0人	1人	±0人
パート・アルバイト	3人	3人	±0人	3人	±0人
その他(医師嘱託)			±0人		±0人
その他(心理等嘱託)			±0人		±0人
合計	4人	4人	±0人	4人	±0人
備考					

### (2) 再委託を行っている主な業務

- ・施設総合管理業務
- ・交流館ワークショップ
- ・ホームページ年間保守管理業務

## (3) 収支状況

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度		令和3年度(予算)		備考
			前年比		前年比	
収入	29,242,610	29,675,694	+433,084	29,017,426	-658,268	
指定管理料	29,108,100	29,550,104	+442,004	28,537,426	-1,012,678	
利用料金収入						
自主事業収入	134,510	125,590	-8,920	480,000	+354,410	
その他収入						
支出	29,242,610	29,675,694	+433,084	29,017,426	-658,268	
人件費	12,168,589	12,346,387	+177,798	11,197,063	-1,149,324	
光熱水費	1,111,520	1,120,900	+9,380	1,120,900	±0	
修繕費	330,000	1,339,411	+1,009,411	330,000	-1,009,411	
事務費						
事業費	15,511,442	14,755,965	-755,477	16,351,463	+1,595,498	
その他経費	121,059	113,031	-8,028	18,000	-95,031	
収支差額	0	0	±0	0	±0	

## (4) 事業目標・実績

事業目標	項目	令和元年度	令和2年度		令和3年度		備考
				前年比		前年比	
	来館者数	26,000	26,000	±0	9,500	-16,500	
	会議室貸出数	575	575	±0	225	-350	
	事業数	64	64	±0	27	-37	
事業実績	項目	令和元年度	令和2年度		令和3年度 ※		備考
				前年比		前年比	
	来館者数	35,494	16,100	-19,394	6,463	-	
	会議室貸出数	433	285	-148	140	-	
	事業数	95	32	-63	21	-	

※令和3年8月末までの実績

(5) 指定管理者が行う自主事業

ア 主に収益の向上を目的とした事業(物販, 自動販売機の設置など)

- ・ふじさわ宿エコバッグ(プラスチック削減及び藤沢宿のPRを目的とする)
- ・みらい太鼓ストラップ, 藤沢宿手ぬぐいの委託販売(地域団体との連携による藤沢宿のPRを目的とする)
- ・浮世絵ハガキの販売(藤沢市の観光PRも兼ねた来館記念グッズの販売)
- ・自動販売機の設置(災害用ベンダーとしての機能を有し, 浮世絵のラッピングによる藤沢宿のPRを目的とする)

イ 主に利用者サービスの向上を目的とした事業(講座, イベント開催など)

江の島・藤沢ガイドクラブによる観光案内事業(募集案内, 予約案内)  
当協会と協力関係にある観光ボランティアガイド「江の島・藤沢ガイドクラブは, 市内全域の特徴ある自然, 歴史, 文化等の魅力を観光客に多角的な視点からの案内を行い, 当市観光の周遊性を図り, 新たな観光客の確保を推進していることから, 同団体と連携し, 藤沢宿から市内全域に通じる街道を中心としたガイド事業を実施している。

(6) 施設管理上の課題

2階会議室等を利用する場合, 階段での移動となり, 高齢者等からエレベーターの設置が望まれている。

(7) 特記事項

ア 評価委員会からの意見等

① 藤沢市における指定管理者制度の課題

・民間企業の持つノウハウを活用することで住民サービスの向上と経費削減を主たる目的として、平成15年9月に施行の改正地方自治法により「指定管理者制度」が新設された。藤沢市においてもいち早く当該制度を導入して、一定の成果をあげてきたが、提供するサービス内容を指定管理者が任意に変更することには限界があり、また変革に必要な設備や権限なども十分に委譲されているとは限らず、効果は限定的となる傾向にある。制度制定から15年余を経て、①公募の割合が増えない②同一事業者が再指定されることが多い③労働法令遵守に問題のある法人が散見される等、当初の導入目論見に反した状況も現出しているのが現状である。単年度決算の自治体とゴーイングコンサーンを基本とする民間企業との間には、期間損益等に関する概念に多くの差異があり、ROI (Return on Investment (投資利益率)) 中心の管理には無理がある。自治体担当者の多くは複雑な行政事務の専門家ではあるが、民間企業に適用される労働基準法や労働社会保険諸法令等に精通しているケースは稀であり、指定管理者制度導入施設について、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策など、当初の導入目的に則り適切に運営されているか否かをモニタリングし、客観的に評価・検証を行う取組が必要である。モニタリングの評価を行う評価委員会の補完として、財務状況及び労働条件の点検を外部専門家に委託することも重要で、財務状況については公認会計士、税理士、中小企業診断士等の資格を有する者に、労働条件については社会保険労務士の資格を有する者に委託することが適切と考える。

・藤沢市は指定管理者制度導入以来積極的に取り組んできていると評価している。しかし、制度創設から十数年が経過し、本市においても、指定管理者の指定が3回目のところが出てくる。にも拘らず、制度導入当初の枠組みをそのまま維持しているケースが見受けられる。導入当初は、様々な自治体で、それまでの委託管理を受託していた第三セクターや働く人を考慮した発注が行われたケースや既存団体を活用して非公募で発注するケースなどがかなり見受けられた。しかし、民間の力も大きくなってきて、実践を積んだ企業も多数になってきている今、藤沢市も新しい時代に相応しい発注の枠組みを考えて行かなければならない時期が来ていると考える。

・指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることが意図された制度ではあるが、人口減少・少子高齢等の人口構造の変化を踏まえた藤沢市らしい指定管理者制度の在り方があっても良いのではないかと。「藤沢市市政運営の総合指針2024」でも示されているとおり、「多様な主体の協働により、みんなの課題をみんなの力で協力して解決できるまちとなるよう、一人でも多くの人に地域に関わって」もらわなければ、社会として持続不可能になってきているのであり、公共施設が一方向的にサービスを提供する形は持続不可能である。また市民の参画が「シビックプライド(郷土への愛着と誇り)をさらに高め、そこから生まれる大きな市民力、地域力」になると考えられることを踏まえると、指定管理者においても、施設を管理運営しサービスを提供するというよりも、市民とともに多様なステークホルダーと協働して持続可能な地域社会を創出できるかが問われると考える。

・指定管理者の選定は、過去に何度も指定管理者となっている事業者が選ばれる傾向があるように見受けられる。出来レースのようである。市のホームページの片隅に結果を報告するのではなく、市民選挙ぐらいに公にしたほうが、良いように思う。市民の目がいつもあるという強烈な意識も必要ではないか。

② 公の施設指定管理者評価委員会の評価手法において改善すべき点

・資料が多すぎる。ボリュームダウンを図るべきである。中間年の評価や次回の再指定を考えたときに、1年度に集中しないよう、評価の年度を調整することが必要かと思う。本来は、発注年度、指定管理の期間を調整するべきかと思うが、なかなか難しいであろうから。

・市政運営と評価の関係性を長期的な展望を持って見直す必要があるのではないかと。例えば、今回訪れた施設では市内の小規模事業者の組合がグループで指定管理を担っているため、現在の社会状況でも維持発展できる小規模事業者となれるように助言し育むための評価が必要であると考え、施設によってはもっと競争原理を導入して民間のノウハウを活用した方が良い場合もあり、単に一施設の管理運営というよりも長期的なまちづくりの視点が必要である。「公の施設」と一くくりにして同じように評価するのであれば、公の施設指定管理者評価委員会は、指定管理者の評価をするというよりも、所管課が行うモニタリングのあり方を検討した方がよいのではないかと。

・知識のない事業に対して、沢山の紙の資料だけを見て評価しろというのは無理があるように思う。資料が多すぎて、結局、指定管理者と施設所管課の評価シートを評価することになってしまう感が否めない。指定管理者の自己評価シートの内容もどう書けば良い評価がされるかの視点で書かれており、また施設所管課の評価も指定管理者の自己評価のコピーのような評価が書かれているため、本当に現場を見て、触れて、感じたものなのか、疑問である。指定管理者のヒアリングも、資料の棒読みを聞かされているだけで、内容が解らないというより、評価委員に対して解ってもらう必要はないと思っているようにさえ感じる。分かりやすく画像等を用いたプレゼンができるように工夫する必要もあるのではないかと。

③ その他意見、感想等

・現在の評価手法は平成27年度から始まったようだが、指定管理者と施設所管課のそれぞれから「郷土愛あふれる藤沢」となるような自由な発想が生まれ、エンパワーできる評価となるように、評価のあり方を見直していく時期に入ったのではないだろうか。

## イ 制度所管課における今後の対応の考え方

### ① 藤沢市における指定管理者制度の課題

- ・本市で指定管理者制度が導入されてから18年が経過することから、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しており、指定管理者制度導入の目的をより柔軟に達成するための制度運用が必要とされています。指定管理者は原則として公募により選定し、特定による選定は例外であることを改めて周知徹底し、幅広い主体を募ることで民間事業者等の有する能力、経験、知識等を広く活用できるよう努めてまいります。また、指定管理者審査選定委員会は職員の他、外部の有識者も委員として参加し、選定は適正に行われていますが、同一の事業者が継続して選定されている場合や、1者のみの応募が続いているような場合は、条件の見直しの必要性等も検討するよう促します。
- ・専門的視点に基づいたコンプライアンスの推進については、評価を実施していただき、労働法令に関し指摘された事項について、他の指定管理者にも注意喚起を実施してまいります。
- ・市民や専門家の多くのご意見を取り入れ、指定管理者制度をより効果的・適切に活用するための仕組みづくりや、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」の見直しを実施いたします。

### ② 公の施設指定管理者評価委員会の評価手法において改善すべき点

- ・評価対象施設の全体像を説明するため評価資料が非常に多くなってしまっていますが、次年度に向け必要な資料について精査いたします。
- ・中間年の評価が集中する年度(次回は令和7年度)は、一部調整を行い分散させることで、評価対象施設数の平準化を図ります。
- ・施設所管課によるモニタリングは、指定管理者が協定を締結する際の仕様どおりの管理運営を行っているか確認しているものです。次期指定管理者選定に向け、評価委員会での議論にも活用してまいります。
- ・指定管理者や施設所管課が、各施設の特性に応じた評価ができることや、評価委員会による評価を業務改善やサービス向上の機会と捉えられるなど、主体的に評価できる項目や手法について検討してまいります。

### ③ その他意見、感想等

- ・現在の評価手法は、「事務の効率性と評価の視点の統一性」の観点から実施しています。今後につきましては、指定管理者や各施設の強みを活かす観点での評価につきましても、検討してまいります。

## 4 参考資料

### (1) 藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針

平成20年1月策定  
…(略)…  
令和 3年4月改定

#### 第1 趣旨

平成15年の地方自治法の改正により創設された公の施設の管理に係る指定管理者制度は、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を広く活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応するとともに、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本市では、法改正の趣旨を踏まえ、「藤沢市指定管理者制度導入の基本方針」を策定し、従前の制度である管理委託を行ってきた施設については、平成16年度から順次指定管理者制度へ移行を行い、平成18年4月にはすべて移行を完了しました。また、直営（一部業務委託を含みます。以下同じ。）により管理を行ってきた施設への制度導入も行いました。

これら指定管理者制度を導入した施設のうち、当初の指定期間が満了したものについては、指定管理者の更新手続が順次行われているほか、直営施設への導入拡大についても、引き続き検討が進められています。

そこで、統一かつ円滑な制度運用に資するため、これまでの経過や経験を踏まえ、選定手続等をより明確にするとともに、制度の運用面を中心に一部見直しを行い、平成20年1月に新たに「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めたものです。

なお、この指針は国の制度変更や市の施設を取り巻く情勢等に応じ、必要により改定を行います。

#### 第2 制度導入方針

##### 1 直営施設

現在直営となっている施設については、施設の設置目的やその形態等に照らし、現在の管理状況や執行体制等について十分な検証を行うとともに、時代背景も踏まえた今後の施設のあり方や運営形態（直営・指定管理者制度導入・検討継続等）について引き続き検討を行い、指定管理者による管理がより効率的、効果的と認められる状況となった場合は、指定管理者制度に移行するものとします。

##### 2 新規設置施設

新たに設置する施設についても、直営施設と同様の視点から検討を行い、より効率

的、効果的と認められる施設については、指定管理者制度を導入するものとします。

### 第3 指定管理者への委任・代行の形態

…(略)…

### 第4 制度導入(更新)スケジュール

…(略)…

### 第5 指定管理者の選定方法

#### 1 公募による選定

指定管理者による管理は、「公の施設の設置目的をより効果的に達成する」ために行われるもので、その選定に当たっては、競争性を担保したうえで公平性・透明性に配慮すべきであるため、原則として公募により選定を行うものとします。

#### 2 公募によらない選定

公募原則にかかわらず、次に該当する施設については指定管理者を特定して選定することができるものとします。

(1) 地域市民との協働による管理運営が必要な施設

(2) 特定の団体が実施する事業と密接不可分な関係にあり、当該事業との一体的運営が必要な施設、又は施設の設置目的やその特性等に照らし、特定の団体に管理させることが適当と認められる施設

(3) 施設の管理を指定管理者に委任している場合において、当該指定期間内に新設される同一施設

(4) 公募を行う時間的余裕がない場合、又は特別の事情があり指定管理者を特定して選定することが合理的と認められる施設

(例)

ア 応募団体がなかった場合や、相応しい団体からの応募がなかった場合において、再度公募を行う時間的余裕がないとき

イ 指定管理者の指定取消を行った場合

ウ 施設の建替えや廃止により、次期指定管理期間が短期間（概ね2年程度）であり、現指定管理者を特定として選定することが合理的である場合

### 第6 選定の手続



## 1 審査選定委員会の設置及び所掌事務等

…(略)…

## 2 指定期間

指定管理者に管理運営を委ねる期間は、5年間の基本とします。ただし、施設の特  
性や整備状況等に応じ、これと異なる期間の設定も可能とし、5年間を超える期間を  
設定する場合は、10年間の上限とします。

## 3 公募の方法

…(略)…

## 4 市長への報告

…(略)…

## 5 選考結果の通知及び公表等

…(略)…

## 第7 指定議案の提出

…(略)…

## 第8 協定の締結

…(略)…

## 第9 制度導入による効果の検証

…(略)…

## 第10 モニタリング及び公の施設指定管理者評価委員会評価

指定管理者制度を導入した全ての施設における管理運営サービスの質の向上を目的  
に、その管理運営の状況に関して、指定管理者及び当該施設を所管する課等によるモニ  
タリングと公の施設指定管理者評価委員会による評価を行うものとします。

### 1 モニタリング

#### (1) モニタリングの方法及び対象となる施設

指定管理者が協定を締結する際に確認した仕様どおりの管理運営を行っている  
かどうかのチェックを、指定管理者制度を導入した全ての施設を対象に、当該施設  
を所管する課等及び指定管理者の双方で行うものとします。

#### (2) モニタリングの実施時期

モニタリングは毎年度行うものとし、年度における実施時期は当該施設を所管する課等は半期毎（年度中に2回）に、指定管理者は四半期毎（年度中に4回）に行うものとし、

(3) モニタリング実施結果の提出

当該施設を所管する課等は、モニタリング実施結果（指定管理者によるモニタリングを含む）の帳票の写しを制度所管課に提出するものとし、

2 公の施設指定管理者評価委員会評価

外部の委員を中心に構成する公の施設指定管理者評価委員会が、指定管理者を選定する際に用いた審査基準、基本協定書、事業提案書及びモニタリング帳票などを参考に作成した評価項目を基に、指定管理者による管理運営状況の確認を中心に、総合的に評価するものとし、

なお、公の施設指定管理者評価委員会は、制度所管課において定める「藤沢市公の施設指定管理者評価委員会の設置に関する規程」に基づき設置するものとし、

(1) 委員会構成

委員長に総務部長を充て、委員は市民、学識経験者、財務の専門家、労務の専門家、評価に係る専門的事項に関し知見を有する者及び市職員（制度所管課の長）から構成し、最大で8人とし、

(2) 評価者の制限

指定管理者と利害関係にあると認められる者は、当該施設の評価には参加できないものとし、

(3) 評価の時期

公の施設指定管理者評価委員会による評価の時期は、原則として指定期間の中間年（指定期間が3年の施設は2年目に、5年の施設は3年目）に行うものとし、

(4) 評価結果の公表等

評価結果は市議会に情報提供を行うとともに、市ホームページ上で公開するものとし、

(5) 評価結果の活用

評価における指摘事項については、施設所管課によるモニタリング等により対応状況を定期的に確認するとともに、次期選定時の募集要項等の作成時に活用するものとし、

## (2) 藤沢市公の施設指定管理者評価委員会の設置に関する規程

### (目的及び設置)

第1条 この規程は、藤沢市の公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行う指定管理者の業務に関し、第三者による客観的な評価を行うことにより、指定管理者のサービス水準の向上に資するため、藤沢市公の施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理運営業務の評価に関すること。
- (2) 指定管理者及び施設所管課に対して助言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者制度に関する事項への助言を行うこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員8人以内をもって組織する。

### (委員長)

第4条 委員長は、総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
  - (2) 学識経験者
  - (3) 財務の専門家
  - (4) 労務の専門家
  - (5) 評価に係る専門的事項に関し知見を有する者
  - (6) 市職員
- 2 委員の任期は、市長から委嘱又は任命された日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (専門委員)

第6条 委員会に専門委員2人を置き、前条第1項第3号及び第4号に掲げる者で委嘱された委員のうちから、市長が指名する。

### (特別評価委員)

第7条 委員長は、評価の作業が長時間にわたる場合等の特別な事情があると認めるときは、委員会に特別評価委員を置くことができる。

- 2 特別評価委員は、委員をもって充てる。
- 3 専門委員及び第5条第1項第6号の委員は、特別評価委員となることはできない。

### (会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長を含む半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の代理)

第9条 第5条第1項第6号の委員が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、その職務を代理する者を出席させることができる。この場合において、当該委員は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。

(関係人の出席)

第10条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、専門的事項に関して知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第11条 委員長及び委員は、評価対象となる指定管理者との利害関係者にあたる場合は、評価に加わることができない。

(評価の報告等)

第12条

委員会は、評価に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の会議について議事録を整備するものとする。

2 委員長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(報酬等)

第13条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和37年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

(守秘義務)

第14条 委員及び委員であった者並びに第10条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、指定管理者制度を所管する課等において総括し、処理する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月27日から施行する。